

静岡県産業廃棄物の処理に係る行政処分要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、静岡県知事が行う不利益処分（以下「行政処分」という。）の基準と事務手続を明確にすることにより、行政処分の公正を保ち、その透明性の向上を図るとともに、産業廃棄物の適正処理を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法に規定するもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 産業廃棄物の排出者及び国外から廃棄物を輸入した者
- (2) 事業 許可を受けた産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業
- (3) 処理業者 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者
- (4) 処理施設 許可を受けた産業廃棄物処理施設（法令により許可を受けたとみなされるものを含む。）
- (5) 設置者 処理施設を設置している者
- (6) 処理基準 産業廃棄物処理基準及び特別管理産業廃棄物処理基準
- (7) 保管基準 産業廃棄物保管基準及び特別管理産業廃棄物保管基準
- (8) 委託基準 法第12条第6項に規定する産業廃棄物委託基準及び法第12条の2第6項に規定する特別管理産業廃棄物委託基準並びに法第14条第16項ただし書に規定する産業廃棄物再委託基準及び法第14条の4第16項ただし書に規定する特別管理産業廃棄物再委託基準
- (9) 管理票 産業廃棄物管理票
- (10) 欠格要件 法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる事項
- (11) 違反行為 法又は法に基づく命令に違反する行為
- (12) 違反行為への関与 他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けること。

(行政処分の種類)

第3条 この要綱における行政処分の種類及び意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 管理票に係る措置命令 法第12条の6第1項の勧告を受けた事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命令すること。
- (2) 事業の停止命令 処理業者に対し、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令すること。
- (3) 事業の許可の取消し 処理業者の許可を取り消すこと。
- (4) 処理施設の改善命令 設置者に対し、期限を定めて処理施設の必要な改善を命令すること。
- (5) 処理施設の使用の停止命令 設置者に対し、期間を定めて処理施設の使用の停止を命令すること。
- (6) 処理施設の設置許可の取消し 処理施設の設置許可を取り消すこと。
- (7) 土地の形質の変更の計画変更命令 土地の形質の変更の届出があった場合に、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命令すること。
- (8) 事業者又は処理業者に対する改善命令 事業者又は処理業者に対し、期限を定めて、必要な改善を行うよう命令すること。

- (9) 措置命令 処理基準に適合しない処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときに、当該処分を行った者等に、期限を定めて当該支障の除去等の措置を講ずるよう命令すること。
- (10) 土地の形質の変更に関する措置命令 指定区域内において廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年環境省令第35号）で定める基準に適合しない土地の形質の変更が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときに、当該土地の形質の変更をした者に対し、期限を定めて当該支障の除去等の措置を講ずるよう命令すること。
- (11) 特定処理施設の設置者に対する措置命令 特定処理施設（産業廃棄物に係るものに限る。）において事故が発生し、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、当該施設の設置者が当該支障の除去等のための応急の措置を講じていないと認められるときに、当該設置者に対し、当該応急の措置を講ずるよう命令すること。

（行政処分の基準）

第4条 事業の停止命令及び事業の許可の取消しの基準は、別表1のとおりとする。

- 2 処理施設の使用の停止命令及び処理施設の設置許可の取消しの基準は、別表2のとおりとする。
- 3 別表1又は別表2に掲げる違反行為が2以上あった場合は、当該違反行為に係る行政処分のうち最も重いものを適用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、事業の停止又は処理施設の使用の停止となる違反行為のみが2以上あった場合の当該違反行為に対する事業の停止又は処理施設の使用の停止の日数は、最も長い停止の日数の1.5倍に相当する日数を限度とすることができる。ただし、それぞれの違反行為に係る事業の停止の日数の合計を超えることはできない。

（行政処分内容の検討）

第5条 別表1及び別表2に掲げる行政処分の内容の検討に当たっては、次の各号に掲げる事項を斟酌することができる。

- (1) 違反行為に対する是正措置の状況
- (2) 違反行為に係る動機及び改悛の程度
- (3) その他斟酌するに足りる相当の理由

（行政処分の手続）

第6条 行政処分の手続は、この要綱の規定によるほか、行政手続法（平成5年法律第88号）及び静岡県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年規則第71号）に定めるところにより行う。

（行政処分の通知）

第7条 行政処分を行うことを決定したときは、被処分者に対し、当該行政処分の内容、根拠条項及び理由を明記した書面を交付する。

（関係機関への通知）

第8条 この要綱に定める行政処分（第3条第2号、第3号、第5号及び第6号に規定するものに限る。）を行ったときは、その旨を環境省に報告し、併せて都道府県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条に規定する市に通知する。

附 則

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 処理業者に対する行政処分の基準（第4条関係）

処分の要件	処分の内容				
1 処理業者が欠格要件に該当するに至ったとき。	事業の許可の取消し				
2 処理業者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。 <table border="1" data-bbox="217 320 1150 1473"> <tr> <td data-bbox="217 320 1150 1088"> ① 法第25条に規定する違反行為 無許可営業（第1項第1号） 不正手段による営業許可取得（第1項第2号） 無許可事業範囲変更（第1項第3号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（第1項第4号） 事業の停止命令違反・措置命令違反（第1項第5号） 委託基準違反（第1項第6号） 名義貸しの禁止違反（第1項第7号） 処理施設無許可設置（第1項第8号） 不正手段による処理施設設置許可取得（第1項第9号） 処理施設無許可変更（第1項第10号） 不正手段による処理施設変更許可取得（第1項第11号） 無確認輸出（第1項第12号） 受託禁止違反（第1項第13号） 不法投棄（第1項第14号） 不法焼却（第1項第15号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（第1項第16号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（第2項） </td> <td data-bbox="1150 275 1437 1473" rowspan="3">事業の許可の取消し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 1088 1150 1391"> ② 法第26条に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反（第1号） 処理施設の改善命令・使用の停止命令違反、改善命令違反（第2号） 処理施設の無許可譲受け・無許可借受け（第3号） 無許可輸入（第4号） 輸入許可条件違反（第5号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（第6号） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 1391 1150 1473"> ③ 法第27条に規定する違反行為 無確認輸出予備 </td> </tr> </table>	① 法第25条に規定する違反行為 無許可営業（第1項第1号） 不正手段による営業許可取得（第1項第2号） 無許可事業範囲変更（第1項第3号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（第1項第4号） 事業の停止命令違反・措置命令違反（第1項第5号） 委託基準違反（第1項第6号） 名義貸しの禁止違反（第1項第7号） 処理施設無許可設置（第1項第8号） 不正手段による処理施設設置許可取得（第1項第9号） 処理施設無許可変更（第1項第10号） 不正手段による処理施設変更許可取得（第1項第11号） 無確認輸出（第1項第12号） 受託禁止違反（第1項第13号） 不法投棄（第1項第14号） 不法焼却（第1項第15号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（第1項第16号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（第2項）	事業の許可の取消し	② 法第26条に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反（第1号） 処理施設の改善命令・使用の停止命令違反、改善命令違反（第2号） 処理施設の無許可譲受け・無許可借受け（第3号） 無許可輸入（第4号） 輸入許可条件違反（第5号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（第6号）	③ 法第27条に規定する違反行為 無確認輸出予備	事業の許可の取消し
① 法第25条に規定する違反行為 無許可営業（第1項第1号） 不正手段による営業許可取得（第1項第2号） 無許可事業範囲変更（第1項第3号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（第1項第4号） 事業の停止命令違反・措置命令違反（第1項第5号） 委託基準違反（第1項第6号） 名義貸しの禁止違反（第1項第7号） 処理施設無許可設置（第1項第8号） 不正手段による処理施設設置許可取得（第1項第9号） 処理施設無許可変更（第1項第10号） 不正手段による処理施設変更許可取得（第1項第11号） 無確認輸出（第1項第12号） 受託禁止違反（第1項第13号） 不法投棄（第1項第14号） 不法焼却（第1項第15号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（第1項第16号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（第2項）	事業の許可の取消し				
② 法第26条に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反（第1号） 処理施設の改善命令・使用の停止命令違反、改善命令違反（第2号） 処理施設の無許可譲受け・無許可借受け（第3号） 無許可輸入（第4号） 輸入許可条件違反（第5号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（第6号）					
③ 法第27条に規定する違反行為 無確認輸出予備					
3 処理業者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。					
① 法第27条の2に規定する違反行為 虚偽管理票交付（第6号） 管理票に係る勧告の措置命令違反（第11号）	事業の停止 90 日間				
② 法第28条第2号に規定する違反行為 土地の形質の変更の計画変更命令・措置命令違反					
③ 法第29条第2号に規定する違反行為 処理施設使用前検査受検義務違反	事業の停止 60 日間				

<p>④ 法第 27 条の 2 に規定する違反行為 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第 1 号） 運搬受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第 2 号） 運搬受託者の管理票回付義務違反（第 3 号） 処分受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第 4 号） 管理票・同写し保存義務違反（第 5 号） 引受禁止違反（第 7 号） 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（第 8 号） 電子管理票虚偽登録（第 9 号） 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（第 10 号）</p>	<p>事業の停止 30 日間</p>
<p>⑤ 法第 29 条に規定する違反行為 保管届出義務違反（第 1 号（第 12 条第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）） 処理困難通知義務違反・虚偽通知（第 4 号） 処理困難通知保存義務違反（第 5 号） 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（第 6 号）</p>	
<p>⑥ 法第 29 条第 7 号に規定する違反行為 特定処理施設の設置者に対する措置命令違反</p>	<p>応急措置に必要な期間の事業の停止</p>
<p>⑦ 法第 30 条に規定する違反行為 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（第 1 号） 事業廃止・事業変更届出義務違反・処理施設変更届出・処理施設相続届出義務違反、虚偽届出（第 2 号） 定期検査拒否・妨害・忌避（第 3 号） 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（第 4 号） 処理責任者等設置義務違反（第 5 号） 報告拒否、虚偽報告（第 7 号） 立入検査拒否・妨害・忌避（第 8 号） 技術管理者設置義務違反（第 9 号）</p>	<p>事業の停止 30 日間</p>
<p>⑧ その他の違反行為（2 に掲げるものを除く。）</p>	<p>事業の停止 10 日間</p>
<p>4 処理業者が 3 に掲げる違反行為又は違反行為への関与を繰り返し、是正が見込まれないとき。</p>	<p>事業の許可の取消し</p>
<p>5 処理業者の事業の用に供する施設又は処理業者の能力が、許可の基準に適合しなくなったとき。</p>	
<p>改善が見込まれない場合</p>	<p>事業の許可の取消し</p>
<p>改善が見込まれる場合</p>	<p>改善に必要な期間の事業の停止</p>
<p>6 処理業者が事業の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反したとき。</p>	
<p>改善が見込まれない場合</p>	<p>事業の許可の取消し</p>
<p>改善が見込まれる場合</p>	<p>事業の停止 30 日間</p>

別表2 処理施設の設置者に対する行政処分の基準（第4条関係）

処分の要件	処分の内容
1 設置者が欠格要件に該当するに至ったとき。	処理施設の設置許可の取消し
<p>2 設置者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。</p> <p>① 法第25条に規定する違反行為 無許可営業（第1項第1号） 不正手段による営業許可取得（第1項第2号） 無許可事業範囲変更（第1項第3号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（第1項第4号） 事業の停止命令違反・措置命令違反（第1項第5号） 委託基準違反（第1項第6号） 名義貸しの禁止違反（第1項第7号） 処理施設無許可設置（第1項第8号） 不正手段による施設設置許可取得（第1項第9号） 処理施設無許可変更（第1項第10号） 不正手段による施設変更許可取得（第1項第11号） 無確認輸出（第1項第12号） 受託禁止違反（第1項第13号） 不法投棄（第1項第14号） 不法焼却（第1項第15号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（第1項第16号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（第2項）</p> <p>② 法第26条に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反（第1号） 処理施設の改善命令・使用の停止命令違反、改善命令違反（第2号） 処理施設の無許可譲受け・無許可借受け（第3号） 無許可輸入（第4号） 輸入許可条件違反（第5号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（第6号）</p> <p>③ 法第27条に規定する違反行為 無確認輸出予備</p>	処理施設の設置許可の取消し
<p>3 設置者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。</p> <p>① 法第27条の2に規定する違反行為 虚偽管理票交付（第6号） 管理票に係る勧告の措置命令違反（第11号）</p> <p>② 法第28条第2号に規定する違反行為 土地の形質の変更の計画変更命令・措置命令違反</p> <p>③ 法第29条第2号に規定する違反行為 処理施設使用前検査受検義務違反</p>	<p>処理施設の使用停止 90日間</p> <p>処理施設の使用停止 60日間</p>

<p>④ 法第 27 条の 2 に規定する違反行為 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第 1 号） 運搬受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第 2 号） 運搬受託者の管理票回付義務違反（第 3 号） 処分受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第 4 号） 管理票・同写し保存義務違反（第 5 号） 引受禁止違反（第 7 号） 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（第 8 号） 電子管理票虚偽登録（第 9 号） 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（第 10 号）</p>	<p>処理施設の使用停止 30 日間</p>
<p>⑤ 法第 29 条に規定する違反行為 保管届出義務違反（第 1 号（第 12 条第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）） 処理困難通知義務違反・虚偽通知（第 4 号） 処理困難通知保存義務違反（第 5 号） 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（第 6 号）</p>	
<p>⑥ 法第 29 条第 7 号に規定する違反行為 特定処理施設の設置者に対する措置命令違反</p>	<p>応急措置に必要な期間の停止</p>
<p>⑦ 法第 30 条に規定する違反行為 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（第 1 号） 事業廃止・事業変更届出義務違反・処理施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出（第 2 号） 定期検査拒否・妨害・忌避（第 3 号） 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（第 4 号） 処理責任者等設置義務違反（第 5 号） 報告拒否、虚偽報告（第 7 号） 立入検査拒否・妨害・忌避（第 8 号） 技術管理者設置義務違反（第 9 号）</p>	<p>処理施設の使用停止 30 日間</p>
<p>⑧ その他の違反行為（2 及び 8 に掲げるものを除く。）</p>	<p>処理施設の使用停止 10 日間</p>
<p>4 設置者が 3 に掲げる違反行為又は違反行為への関与を繰り返し、是正が見込まれないとき。</p>	<p>処理施設の設置許可の取消し</p>
<p>5 処理施設の構造又はその維持管理が、法で規定する技術上の基準又は許可申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画に適合していないと認められるとき。</p>	
<p>改善が見込まれない場合</p>	<p>処理施設の設置許可の取消し</p>
<p>改善が見込まれる場合</p>	<p>改善に必要な期間の処理施設の使用停止</p>
<p>6 設置者の能力が許可の基準に適合していないと認められるとき。</p>	
<p>改善が見込まれない場合</p>	<p>処理施設の設置許可の取消し</p>
<p>改善が見込まれる場合</p>	<p>改善に必要な期間の処理施設の使用停止</p>

7 設置者が処理施設の設置許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反したとき。	
改善が見込まれない場合	処理施設の設置許可の取消し
改善が見込まれる場合	処理施設の使用停止 30日間
8 特定産業廃棄物最終処分場の設置者が維持管理積立金の積立てをしていないとき。	
改善が見込まれない場合	処理施設の設置許可の取消し
改善が見込まれる場合	改善に必要な期間の 処理施設の使用停止